

けんぽQ&A

Series 44

Q 双子を出産した場合、出産に関する給付はどのようになりますか？

A 出産したときに、その出産が妊娠4か月以上あれば、生産・早産・流産等であっても、1出生児につき出産育児一時金が支給されます。

産科医療制度に加入している医療機関等において出産したときは、42万円を超えない範囲内で定める金額が支給されます。

なお、産科医療制度に加入していない医療機関等での出産は、40万4千円が支給されます。

双子の場合は、

産科医療制度に加入している場合は、 $42\text{万円} \times 2\text{人} = 84\text{万円}$ が支給されることになり、産科医療制度に加入していない場合は、 $40\text{万4千円} \times 2\text{人} = 80\text{万8千円}$ の支給となります。

※ 被扶養者が出産する場合、被保険者が健康保険の資格を持っている間は出産育児一時金の支給対象となります。が、被保険者が健康保険の資格を喪失してからの出産に関しては、支給対象となりませんのでご注意ください。